

# 答 申

諮問第128号

## 第1 審査会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は妥当でなく、本件開示請求の趣旨にかなう公文書を新たに特定した上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年4月7日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、設置場所欄における個人名を条例第7条第2号に該当するとして非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年5月27日付けで審査請求人に通知した。その際、実施機関は、本件開示請求に対する開示公文書とは別に、意思決定番号ごとに高所に設置、進行方向の右側に設置、橋の出口に設置がわかる資料を作成の上、情報提供（以下「本件情報提供」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、平成26年6月21日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件開示請求により作成された本件情報提

供は和歌山県警にとって都合のいい情報を曖昧に示したもので、審査請求人が請求した情報と全く異なり、審査請求人の求める情報でないため、本件処分を取り消し、審査請求人の請求する情報の開示を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件開示請求は、和歌山県伊都郡九度山町九度山766に設置してある違反を誘発している一時停止の標識について、同条件の下に設置が為されている一時停止の標識が特異なものであるかどうかを判断するための開示請求であることは、再三説明している。
- (2) 当初から開示請求している情報の詳細は、①一時停止標識手前5～15メートルの範囲内のみからしか確認できない高所に設置された標識、②二車線があつて、走行車線の一時停止標識が反対車線の外側にある標識、③橋の出口にある一時停止標識であり、担当者の方には、いろいろたくさん情報を調べて頂いて感謝するが、審査請求人の求める情報ではない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件開示請求内容及び本件処分に至る経過について

本件開示請求のあった文書については、別紙のとおりであり、「交通規制情報の掲示について」を対象公文書として特定し、個人名が記載されている部分については条例第7条第2号に該当するため、部分開示決定を行った。

また、交通規制を実施し、標識を設置する際に作成する文書に

は、規制の種別、場所、必要な標識板・標識柱等の必要数、規制理由等を記載しているが、設置した標識板の高さを具体的に記載したものではなく、開示請求内容を充足する文書は存在しなかった。

本件処分に関して、審査請求人より、開示請求書に添付書類として開示請求者すなわち審査請求人の交通反則告知が添付されていたが、実施機関では丁寧に回答したいという思いから、2度の電話確認を行ったものである。その際、請求者から開示方法について、「設置場所がわかればよい。他のものはいらない。」等として開示文書枚数を少なくしてほしい旨の申し立てもあったため、別件開示請求で既に部分開示していた「交通規制情報の掲示について」を再度部分開示することとし、あわせて説明資料として本件情報提供を行うことで対応できるものであるとの判断に至った。

## 2 本件情報提供について

本件情報提供については、部分開示決定を行った「交通規制情報の掲示について」中記載のある意思決定番号（郡市別番号）で突合可能な一覧表であり、①開示請求のあった「高所に設置」を高さつまり長さは、4.8メートルの標識柱に設置しているもの及び同程度の高さの電柱等に共架設置しているものを抽出して一覧表に明示したものである。なお、より遠方からの視認性を確保するため設置するオーバーハング型の大型標識設置箇所は除いている。次に、②「進行方向の右側に設置」については、進行方向の道路右側に設置している標識を抽出して一覧表に明示したものであり、車線が2つ以上ある道路に限定せず作成したものである。③「橋の出口に設置」については、橋の出口（端）付近に設置している標識を抽出して一覧表に明示している。

以上、①から③に該当する標識が設置されているものを抽出し、それぞれに該当する項目に○印を付して作成したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件審査請求対象公文書の内容及び特定の妥当性について

実施機関の説明からも、開示請求者からは出来るだけ開示文書の枚数を少なくしてほしいという申立てがあったため、資料を作成し本件情報提供を行ったという経緯があったものであり、実施機関は、別紙本件開示請求に対して、「交通規制情報の掲示について」の公文書を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を除き、部分開示したものである。

ところが、審査請求人は、本件情報提供は曖昧な情報であると主張し、本件開示請求の内容に即した適切な公文書の開示を求めている。これに対し、実施機関は、開示請求内容を充たす書類はないと説明するところ、当審査会では本件情報提供の原資料があるはずであると思料されたため、実施機関に説明を求めたところ、説明資料を受理したものである。実施機関から提出のあった範囲でインカメラ審理により見分したところ、本件開示請求の趣旨からみて、開示請求者の求めている、よりふさわしい内容の公文書、例えば「高所に設置」、「進行方向の右側に設置」及び「橋の出口に設置」に関して確認できる公文書が見受けられた。たとえ審査請求人から資料を少なくしてほしい旨の申立てがあったとしても、当該公文書自体が本件開示請求の対象となりうるものであると解する。

よって、実施機関の行った部分開示決定された書面からは、審

査請求人の欲する情報は認められず特定をやり直すべきであり、実施機関は開示請求の趣旨にかなう公文書を新たに特定した上で、改めて開示・非開示の判断を行うべきである。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年8月1日	○諮問（実施機関）
平成26年8月28日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年9月8日	○審査請求人からの意見書を受理
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年3月2日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年3月11日	○審議
平成27年3月26日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年4月10日	○審議
平成27年5月13日	○審議

平成27年6月3日	○審議
平成27年7月1日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 4 月 7 日	和歌山県橋本警察署管内の指定場所一時停止の標識が、添付書面の交通反則告知・免許証保管証（番号〇〇〇〇〇〇－〇）記載された指定場所と同様に橋の出口にある場所と数、一時停止の標識が約 5 メートルの高さにある場所と数、及び添付写真 A 本件指定場所と同様に進行方向の反対車線の道路の外側に一時停止の標識が設置してある場所と数が分かる情報。